令和4年度答申第1号 令和4年 5月30日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会 会 長 井 川 信 子

個人情報の目的外利用について (答申)

令和4年5月20日付け松健健第4010号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

松戸市生活・暮らし支援臨時特別給付金事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第10号)第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、事業の実施にあたっては、同条例等の規定に従い、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

- 3 市の機関からの諮問内容
- (1) 事業の名称

松戸市生活・暮らし支援臨時特別給付金事業

(2) 事業の目的・内容

新型コロナウィルス感染症及び原油価格・物価高騰などの影響を受けるなか、「真

に生活に困っている方々への支援」として、国が住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金給付事業を実施することに伴い、その対象者から外れてしまう低所得者 に対し松戸市生活・暮らし支援臨時特別給付金を支給するもの

(3) 個人情報を目的外利用する理由

松戸市生活・暮らし支援臨時特別給付金は、すでに給付が行われている国の住民 税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象ではない低所得の世帯を対象として おり、実情を踏まえた支援をできるだけ速やかにかつ正確に給付を行うため、(5) に記載の個人情報の目的外使用をするもの

(4) 対象者

支給対象者は、以下のすべての要件に該当する者

- ① 国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における基準日に、松戸市に住民登録がなされている世帯
- ② ①の世帯主のうち、令和3年12月10日住民登録世帯については令和3年度、 令和4年6月1日住民登録世帯については令和4年度の住民税が均等割のみ課 税されている世帯(国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給者を 除く)
- (5) 目的外利用する個人情報

松戸市生活・暮らし支援臨時特別給付金事業に係る業務に必要な個人情報

- ① 対象世帯に属する者の氏名、生年月日、性別、住所、戸籍情報、地方税情報
- ② 国の制度である住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給対象者情報
- (6) 個人情報を利用する課 健康福祉政策課 生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室
- (7) 個人情報を目的外利用する期間(予定) 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
- (8) 業務を所掌する課(諮問課)

健康福祉政策課 生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室

以上